

男鹿市規則第16号

男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年男鹿市規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(特別休暇)	(特別休暇)
第13条 (略)	第13条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 別表第4の <u>第2号及び第3号</u> の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。	3 別表第4の <u>第4号及び第5号</u> の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
(年次休暇)	(年次休暇)
第19条 (略)	第19条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)
4 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場	4 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場

改正後	改正前
<p>合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その間に<u>1分未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた時間</u>）をいう。）をもって 1 日とする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>合は、勤務日 1 日当たりの勤務時間（<u>その間に 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間に切り上げた時間</u>）をもって 1 日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日 1 日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その間に<u>1 時間未満の端数を生じたときは、これを 1 時間に切り上げた時間</u>）をいう。）をもって 1 日とする。</p> <p>5 (略)</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。